

- 2 この表の適用を受ける特定業務等従事任期付職員のうち、その職務の級が2級で職種が獣医師であるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、202,700円とする。

3 特定業務等従事任期付職員医療職給料表(3)

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
給料月額	円 155,600	円 182,900	円 231,400	円 254,800	円 281,500	円 326,900

備考1 この表は、保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の特定業務等従事任期付職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

- 2 この表の適用を受ける特定業務等従事任期付職員のうち、その職務の級が2級で職種が保健師又は助産師であるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、200,600円とする。

(沖縄県病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

**第8条** 沖縄県病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成18年沖縄県条例第21号）の一部を次のように改正する。

第18条中「休日等」の次に「（次項において「週休日等」という。）」を加え、同条に次の1項を加える。

- 2 前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合に当該職員に対して支給する。

第28条第1項中「、第11条」を削る。

**附 則**

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第3条、第5条、第7条及び第8条並びに附則第5項から第13項までの規定は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定（沖縄県職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第3条の3、第27条第2項及び第28条第2項並びに附則第13項の改正規定を除く。）による改正後の給与条例の規定、第4条の規定（沖縄県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（以下「任期付研究員条例」という。）第6条第3項の改正規定を除く。）による改正後の任期付研究員条例の規定及び第6条の規定（沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「任期付職員条例」という。）第10条第2項の改正規定を除く。）

く。)による改正後の任期付職員条例の規定は平成26年4月1日から、第1条の規定(給与条例第27条第2項及び第28条第2項並びに附則第13項の改正規定に限る。)による改正後の給与条例の規定、第4条の規定(任期付研究員条例第6条第3項の改正規定に限る。)による改正後の任期付研究員条例の規定及び第6条の規定(任期付職員条例第10条第2項の改正規定に限る。)による改正後の任期付職員条例の規定は平成26年12月1日から適用する。

(適用日前の異動者の号給の調整)

- 3 平成26年4月1日(以下「適用日」という。)前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の適用日における号給については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

- 4 第1条の規定による改正後の給与条例、第4条の規定による改正後の任期付研究員条例又は第6条の規定による改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の給与条例、第4条の規定による改正前の任期付研究員条例又は第6条の規定による改正前の任期付職員条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ第1条の規定による改正後の給与条例、第4条の規定による改正後の任期付研究員条例又は第6条の規定による改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

(切替日における任期付研究員等に係る最高の号給を超える給料月額の切替え)

- 5 平成27年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において次の各号に掲げる給料月額を受けていた職員の切替日における給料月額は、当該各号に定める給料月額及び一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成26年法律第105号)第2条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)の指定職俸給表八号俸の額との権衡を考慮して人事委員会規則で定める。

- (1) 任期付研究員条例第5条第4項の規定による給料月額 第5条の規定による改正後の任期付研究員条例第5条第1項に規定する給料表に掲げる号給の給料月額
- (2) 任期付職員条例第7条第3項の規定による給料月額 第7条の規定による改正後の任期付職員条例第7条第1項に規定する給料表に掲げる号給の給料月額

(切替日前の異動者の号給の調整)

- 6 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給料の切替えに伴う経過措置)

- 7 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が、切替日に第2条の規定による改正前の給与条例、第5条の規定による改正前の任期付研究員条例又は第7条の規定による改正前の任期付職員条例の規定を適用した場合にその者が受けることとなる給料月額（切替日に昇格した職員にあつては、切替日に行われた昇格がないものとした場合に切替日にその者が受けることとなる給料月額）に達しないこととなるもの（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、平成30年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額（給与条例附則第10項の表の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員（再任用職員を除く。）のうち、その職務の級が同項の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者にあつては、当該額に100分の99.8を乗じて得た額）を給料として支給する。

- 8 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、人事委員会規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。

- 9 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、人事委員会規則の定めるところにより、前2項の規定に準じて、給料を支給する。

- 10 平成28年3月31日までの間、沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成18年沖縄県条例第3号。以下この項において「平成18年改正条例」という。）附則第7項から第9項までの規定の適用を受ける職員については、これらの規定及び前3項の規定にかかわらず、給料月額のほか、前3項の規定により算定した給料の額（前3項の規定により算定した給料の額が平成18年改正条例附則第7項から第9項までの規定により算定した給料の額（以下この項において「平成18年経過措置額」という。）に達

しないこととなる場合にあつては、平成18年経過措置額)を給料として支給する。

11 附則第7項から前項までの規定による給料を支給される職員に関する給与条例第27条第5項(給与条例第28条第4項において準用する場合及び沖縄県職員の育児休業等に関する条例(平成4年沖縄県条例第6号)第15条の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。)、第29条第2項、第30条第2項及び第31条第2項までの適用については、給与条例第27条第5項、第29条第2項、第30条第2項及び第31条第2項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成26年沖縄県条例第 号)附則第7項から第10項までの規定による給料の額との合計額」とする。

12 附則第7項から第10項までの規定による給料を支給される職員に関する次に掲げる条例の規定の適用については、これらの規定中「給料月額」とあるのは、「給料月額と沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成26年沖縄県条例第 号)附則第7項から第10項までの規定による給料の額との合計額」とする。

(1) 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例(昭和47年沖縄県条例第97号)第3条第1項

(2) 任期付研究員条例第5条第5項

(3) 任期付職員条例第7条第4項及び第8条第5項

(平成30年3月31日までの間における地域手当及び単身赴任手当に関する特例)

13 切替日から平成30年3月31日までの間における地域手当及び単身赴任手当の支給に関する次の表の左欄に掲げる給与条例の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第13条第2項第1号	100分の20	100分の20を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合
第13条第2項第2号	100分の16	100分の16を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合
第13条第2項第3号	100分の15	100分の15を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合
第13条第2項第4号	100分の12	100分の12を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合

第13条第2項第5号	100分の10	100分の10を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合
第13条第2項第6号	100分の6	100分の6を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合
第13条第2項第7号	100分の3	100分の3を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合
第14条	100分の16	100分の16を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合
第16条の2	30,000円	30,000円を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額

(人事委員会規則への委任)

- 14 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例（第3条及び第8条の規定を除く。）の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

平成26年12月12日提出

沖縄県知事 翁 長 雄 志

#### 理 由

人事委員会の給与勧告並びに国及び他の都道府県の職員の給与の状況等を考慮し、県の職員及び県費負担教職員の給与等を改める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。